

静岡県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年10月25日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 鈴木利幸
静岡県監査委員 落合慎悟

| 監査対象機関 | 監査結果報告年月日 |
|--|------------|
| 農林技術研究所 | 平成28年6月24日 |
| 【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 ①建設工事の不適切な契約事務と入札価格内訳書の未徴収 3 内容 平成27年度パイプハウス新設工事の請負契約締結にあたり契約保証が付されていなかった。また、入札時に入札参加者から入札価格内訳書を徴収していなかった。 | |
| 【措置の内容】 パイプハウス新設工事の請負契約において、入札価格内訳書の添付が必要となったこと及び契約保証が必要なことを十分理解しないまま、契約事務手続きを進めていたものです。 今後は、請負工事契約に関する法令・規則等の改正内容について、マニュアルを整備するなど周知徹底を図るとともに、会計事務研修の受講等により契約事務手続に関する知識の習得に努めます。 また、事務処理の漏れや誤りがないよう決裁時には複数の職員でチェックすることで再発防止に努めます。 | |

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 ②交通加害事故の発生
- 3 内容 平成27年度に、公務中または通勤途上における交通加害事故が3件発生していた。

【措置の内容】

職員の交通事故を防止するため、セーフティドライブキャンペーンチャレンジラリー150への参加や、交通安全県民運動実施期間中に職員による街頭広報を実施しています。平成28年6月から各科持ち回りによる「交通安全館内放送」を毎週実施するとともに、引き続き管理職からの声掛けや交通事故ゼロ日数パネル、交通安全標語、交通安全のぼり旗の掲示などにより安全運転意識の浸透を図っています。

また、各センターにおいても、それぞれが工夫した対策を展開し、毎週開催するミーティングの際に職員全員で交通安全標語を唱和するなどの取組を行っています。

さらに、事故を起こした職員には、事故発生直後に所属長から個別に注意をするとともに、運営会議において取り上げ、発生原因を分析し対策を検討し共有することで、事故の再発防止に努めています。

今後も交通加害事故防止に向けて、職員全員による交通安全対策の徹底に努めます。

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 農林技術研究所 茶業研究センター | 平成28年 6 月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 農薬試験受託料の不適切な算定</p> <p>3 内 容 農薬試験受託料の調定にあたり、「静岡県農林技術研究所受託研究実施要綱」に規定する受託料算定基準に基づく算定を行っていなかった。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、茶の肥料試験受託契約において、「静岡県農林技術研究所受託研究実施要綱」に規定する受託料算定基準に基づく算定を失念していたものです。</p> <p>予備監査後直ちに、平成27・28年度の関係書類には、受託料算定基準に基づく収支計算に関する書類を添付しました。</p> <p>今後は、静岡県農林技術研究所受託研究実施要綱等の関係規定を周知徹底するとともに、契約締結の決裁時には、受託料算定基準に基づく収支計算に関する書類を複数の職員で確認することにより、引き続き適正な事務の執行に努めます。</p> | |
| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
| 農林技術研究所 果樹研究センター | 平成28年 6 月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な施工</p> <p>3 内 容 案内標識設置工事において、標識の支柱となる鋼管の厚さ及びコンクリート基礎の寸法が構造図と異なる施工がされていた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>本件は、設計途中において標識寸法を変更した際、標識の支柱となる鋼管の厚さ及びコンクリート基礎の寸法の変更内容を構造図に反映していなかったため、変更前の寸法による構造図を請書に添付していたものです。</p> <p>なお、完成した標識の支柱となる鋼管の厚さ及びコンクリート基礎の寸法は、変更後の案内標識の寸法に基づき強度計算を行い施工されており、必要な強度等の品質は確保されています。</p> <p>今後は、当初の設計から完成検査に至るまでの各段階において、書類相互の寸法に相違や誤りがないか複数の職員で入念に確認を行うとともに、完成検査では、契約書（請書）に定める品質・形状・寸法等の規格が実物と一致しているか必ず確認を行い、適切な工事の執行に努めます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 田子の浦港管理事務所 | 平成28年6月24日 |
| 【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事現場等における第三者事故の多発 3 内 容 平成27年度に実施した道路工事等で、第三者に損害を与えた物損事故が3件発生していた。 | |
| 【措置の内容】 事故発生後に、当事務所の課長以上の職員からなる「建設工事安全管理推進委員会」を開催し原因の把握と再発防止策の検討を行い、請負業者に対する指導注意を行いました。 3件の物損事故については、飛散防止策の徹底、台帳と埋設箇所の事前確認の徹底、管路充填作業について、作業中の監視強化等の対策を講じさせるとともに、再発防止に向けた安全管理体制の徹底のため、安全教育を強化するよう指導を行いました。 今後とも、安全パトロールの強化、現場立会時の指導、安全講習会等により発注者及び工事受注者の安全意識の向上を図り、事故防止対策に努めていきます。 特に、埋設物に関わる工事については、工事受注者に資料提供している占有者の管理台帳及び許可者の台帳の綿密なチェックを徹底させるとともに、台帳に埋設物に関する記載が無い場合においても慎重に工事を進めることで事故防止に努めていきます。 | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 沼津工業高等学校 | 平成28年6月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 沼津工業高等学校教諭は、平成25年10月から平成27年11月にかけて、部活動中に生徒の指導をする際に頬を叩く等、複数の生徒に対し、体罰を行った。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>平成28年1月から次の取組を実施するとともに、体罰行為の再発防止に努めています。</p> <p>1 教職員に対して、朝の打ち合わせ等において、関連事案を継続して紹介するなどして注意喚起を行っています。</p> <p>2 当該部活動の保護者会を開催し、コーチングを主とする合理的な指導を推進するなどの今後の指導方針等について共通理解を図りました。</p> <p>3 平成28年度コンプライアンス研修会で体罰行為について取り上げ、再発防止に向け全教職員へ周知徹底を図ります。</p> | |
| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
| 清水南高等学校 | 平成28年6月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 支出負担行為何の遅延</p> <p>3 内 容 平成27年度に実施した生徒の尿検査と心電図検査の「役務費」の支出負担行為何が遅延していた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>平成24年1月11日付け教学号外「心電図及び尿検査の契約について」に基づき、前年度の平成27年1月に業者を決定するための見積り合せを実施し、基本契約に係る請書を徴しました。</p> <p>平成27年4月に入り新たに見積書を徴したが、支出負担行為何を起票することを失念してしまいました。</p> <p>「心電図及び尿検査の契約について」を事務室全員でよく理解し、どの時期にどの業務をすべきかということ把握した上で、職員相互の意思疎通を図り業務を進めていきます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 掛川西高等学校 | 平成28年6月24日 |
| 【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通加害事故の発生 3 内 容 平成25年度から27年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。 | |
| 【措置の内容】 夏季・冬季休業前の職員会議時に、県教育委員会からの通知をもとに、綱紀厳正保持や交通ルール遵守・交通安全意識の徹底等について注意喚起を行っています。 また、県教育委員会から発行されている「教職員交通安全ニュース」の情報を職員に示し、事故が通勤時間帯に多く発生していることから、時間に余裕を持った運転を心がけるよう指導しています。 今後も機会をとらえ、交通事故の未然防止に向け十分注意するよう指導していきます。 | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 池新田高等学校 | 平成28年6月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 池新田高等学校教諭は、平成27年9月、清掃時間中に生徒の指導をする際、ワイシャツの胸元付近を両手で掴み、押して、けがを負わず体罰を行った。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>1 当該教諭への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年12月から平成28年3月末まで、毎月、生徒指導に関する指定図書を提示し、当該教諭にレポートを提出させ、レポートを用いた校長面談を実施し、人権意識の定着を図りました。 ・ 校長面談により読後感等を話し合うことで書籍の内容を深めるとともに、日常の指導に対する心構え等を確認しました。 ・ 県教育委員会主催の人権教育研修会等への参加を命じ、人権に対する正しい理解を深めさせるとともに、当該教諭の人権感覚を高めるよう指導しました。 <p>2 相談体制の強化</p> <p>相談室担当者とも連携し、学校支援心理アドバイザー（臨床心理士）と面談している生徒の状況について情報を得るとともに、配慮を要する生徒についてアドバイスを受ける機会に当該教諭を同席させて、間接的に自らの指導方法を振り返る契機としました。</p> <p>3 不祥事根絶に向けた研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場の規律保持、服務違反のない職場づくりについて、教頭からの訓示と「当たり前一覧表」（本校教員が作成した不祥事根絶のための自己評価表）による振り返り等により、教職員一人一人が不祥事根絶の自覚を深めました。 ・ その後も研修会を毎月1回行い、不祥事に対する教職員の意識と教育公務員としての使命感、倫理観の高揚を図ってきました。 <p>4 今後の対応</p> <p>教職員の規範意識を高めるため、引き続き、毎月1回以上の不祥事根絶研修を行います。</p> <p>教職員への日常の声掛けや職場内でのコミュニケーションが図れるよう、相談しやすく話しやすい職場環境づくりを継続して行い、不祥事根絶に向けて全教職員が一丸となって綱紀粛正に取り組み、再発防止に努めます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 沼津特別支援学校 | 平成28年 6 月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成25年度から27年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>交通加害事故については、平成24年度から続けて発生していることから、次のとおり平成27年度から実施している取組を引き続き行うとともに、平成28年度においても意識の向上を図るため取組の見直しを行っております。</p> <p>今後も、教職員が交通安全についてより意識化できるよう、年間を通して繰り返し働きかけていきます。</p> <p>1 平成27年度から実施している取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月当初に、自分の運転等を振り返り、1年間の交通安全に関する自己目標を設定しました。この自己目標を学期ごとに振り返り、自己評価しています。 ・ 自己目標を「私の標語」の短冊に記入し、常に意識できるよう各自の机上に貼るなどの見える化を図っています。 ・ 交通安全遵守について連帯感をもって取り組めるよう、各学部（小・中・高・事務）の標語を決定し各執務室に掲示しました。 ・ 日常的に交通安全の意識が高まるように、朝の打合せや掲示板等で、交通事故等の情報提供や注意喚起を行っています。 <p>2 平成28年度に見直しをした取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例年、警察の方を講師に招いて実施している交通安全に関する研修会において、平成28年度は、日本損害保険協会の方を講師に招き、交通事故とその責任に関する研修を実施し、別角度の視点からアプローチできるように見直しました。 | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|--|-------------------|
| 清水南高等学校中等部 | 平成28年6月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 支出負担行為何の遅延</p> <p>3 内 容 平成27年度に実施した生徒の尿検査と心電図検査の「役務費」の支出負担行為何が遅延していた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>平成24年1月11日付け教学号外「心電図及び尿検査の契約について」に基づき、前年度の平成27年1月に業者を決定するための見積り合せを実施し、基本契約に係る請書を徴しました。</p> <p>平成27年4月に入り新たに見積書を徴したが、支出負担行為何を起票することを失念してしまいました。</p> <p>「心電図及び尿検査の契約について」を事務室全員でよく理解し、どの時期にどの業務をすべきかということ把握した上で、職員相互の意思疎通を図り業務を進めていきます。</p> | |

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 結 果 報 告 年 月 日 |
|---|-------------------|
| 富士警察署 | 平成28年6月24日 |
| <p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度に、公務中の交通加害事故が3件発生していた。</p> | |
| <p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故発生後、幹部会議や各課・交番等の代表者で構成する交通安全会において、事故状況を説明するとともに、各課において、事故の形態及び原因等を確認しました。 ・ 警察本部が開催する運転技能向上訓練に運転経験の少ない職員等を参加させるとともに、交通安全会において、参加した職員から訓練で学んだ事項についての伝達教養を実施しました。 ・ 全署員に対し、独立行政法人自動車事故対策機構が公開している「危険予知トレーニングシート」を活用した訓練を実施させ、危険予知能力の向上を図るとともに、危険回避のための運転方法を確認しました。 ・ 人事異動で転入した車両通勤者から通勤経路の危険箇所を申告させた上、危険箇所を取りまとめた交通安全会会報を発行し、全署員で市内における交通上の危険箇所について共有を図りました。 ・ 毎月開催する全体教養において、出席者全員で交通事故防止のための交通安全会重点目標を唱和しているほか、署員から募集し作成した交通安全標語入りカレンダーを各課等で掲出して朝礼で唱和することにより、交通事故防止意識の更なる醸成を図っています。 <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部監察課が次の措置をとり再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能向上のため、民間の交通教育施設において、安全確認要領を含めた実技指導等の訓練を受講させています。 ・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。 ・ 愛車精神を醸成させるため、公用車の自主点検を実施させています。 ・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。 | |